

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条第 2 項の規定による。

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

立川市道路占用料等条例（昭和48年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		占用物件		占用料	
		占用物件	単位	金額	占用物件	単位	金額
法 第32条 第1項 第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年		3,520円	第1種電柱	1本につき1年	1,620円
	第2種電柱			5,400円	第2種電柱		2,480円
	第3種電柱			7,290円	第3種電柱		3,350円
	第1種電話柱			3,140円	第1種電話柱		1,440円
	第2種電話柱			5,030円	第2種電話柱		2,310円
	第3種電話柱			6,910円	第3種電話柱		3,180円
	その他の柱類			310円	その他の柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル		31円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	14円
	地下に設ける電線その他の線類			18円	地下に設ける電線その他の線類		8円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年		3,080円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,410円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		1,880円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	860円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		6,280円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,890円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>29,800円</u>	長さ1メートルにつき1年	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>11,500円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>6,280円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,890円</u>
	外径が0.07メートル未満のもの		<u>130円</u>		外径が0.07メートル未満のもの		<u>60円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>180円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>86円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>280円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>130円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>370円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>170円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>560円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>260円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>750円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>340円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,320円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>600円</u>
	外径が0.7メートル以上		<u>1,880円</u>		外径が0.7メートル以上		<u>860円</u>

	上 1 メートル未満のもの			上 1 メートル未満のもの		
	外径が 1 メートル以上のもの		3,770円	外径が 1 メートル以上のもの		1,730円
法第32条第1項 第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	6,280円	法第32条第1項 第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
法第32条第1項 第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するものの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,140円	法第32条第1項 第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
法第32条第1項 第5号に掲げる施設略.....	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年略.....	法第32条第1項 第5号に掲げる施設略.....略.....
	上空に設ける通路		14,900円		上空に設ける通路	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
	地下に設ける通路		8,960円		地下に設ける通路	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
	その他のもの		6,280円		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
法第32条第1項 第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際して一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	290円	法第32条第1項 第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際して一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日
	商品置場その他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	29,800円		商品置場その他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチ式であるものを除く。)	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	29,800円	道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチ式であるものを除く。)	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年
	標識	1 本につき 1 年	5,030円		標識	1 本につき 1 年
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際して一時的に設け	290円	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際して一時的に設け	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 日
		る物件				110円

		もの				もの		
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>29,800円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>11,500円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>298,800円</u>		アーチ式工作物	車道を横断するもの	<u>115,400円</u>
		その他のもの		<u>149,400円</u>			その他のもの	<u>57,700円</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び工事用材料の置場	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>29,800円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び工事用材料の置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>11,500円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年			<u>6,280円</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>2,890円</u>
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
備考				備考				

附 則

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占用料の額については、なお従前の例による。
- 施行日前から引き続き占用物件に係る占用の許可を受けている者（以下「継続占用者」という。）の施行日以後の当該占用物件の占用料の額は、この条例による改正後の立川市道路占用料等条例（以下「新条例」という。）の規定により徴収すべき占用料の額が当該占用料を徴収する年度（以下「徴収年度」という。）の前年度の占用に係る占用料の額（徴収年度の前年度の占用の期間が徴収年度の占用の期間と異なる場合は、徴収年度の前年度の占用の期間が徴収年度の占用の期間と同一であるものとした場合に徴収すべきであった徴収年度の前年度の占用に係る占用

料の額)に100分の120を乗じて得た額(以下「特例額」という。)を超える場合は、新条例の規定にかかわらず、特例額とする。

- 4 施行日以後に新たに占用の許可を受けた物件に係る占用料の額は、新条例の規定にかかわらず、徴収年度ごとに継続占用者から徴収すべき占用料の額と同額とする。